

新型インフルエンザ対策として緊急に対応が必要と考えられる事項について

(参照資料)

新型インフルエンザ(A/H1N1)と予防接種法の関係

新型インフルエンザ(A/H1N1)の予防接種

- 現行の臨時接種は、疾病のまん延予防上緊急の必要がある場合に、被接種者等に接種の努力義務を課し、公的な接種勧奨のもと、予防接種を実施するもの。



新型インフルエンザ(A/H1N1)は、季節性インフルエンザと同程度の病原性であることから、予防接種を行う際に、被接種者に接種の努力義務を課す必要性は認められなかった。

- 予防接種法に基づく臨時接種として実施せず、国を実施主体とする予算事業として予防接種を実施。また、併せて、特別措置法を制定し、健康被害救済等に係る規定を整備。

各種予防接種の法的位置づけ

		予防接種法			新型インフルエンザ (A/H1N1) の場合※	(法定外)
		定期接種		臨時接種		
		1類疾病	2類疾病			
接種の 努力義務		あり	なし	あり	なし	なし
接種費用の 負担		市町村が支弁 (実費徴収可能、 経済的困窮者を 除く。)	市町村が支弁 (実費徴収可能、 経済的困窮者を 除く。)	国1/2、都道府県 1/2 又は 国、都道府県、市 町村が1/3ずつ	自己負担 一回目 3,600円 二回目 2,550円 (経済的困窮者を除く。)	自己負担
健康被害の 救済	適正目的 適正使用	○	○	○	○	○
	不適正使用 (接種行為等 の過誤)	○	○	○	○	×
	給付金額 (例)	障害年金(1級) 490万円/年 死亡一時金 4,280万円	障害年金(1級) 272万円/年 遺族一時金 714万円	障害年金(1級) 490万円/年 死亡一時金 4,280万円	障害年金(1級) 272万円/年 遺族一時金 714万円	障害年金(1級) 272万円/年 遺族一時金 714万円
	費用負担	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4			全額国負担	製薬企業等からの 拠出金

※健康被害の救済については特別措置法で対応。接種事業については国の予算事業として実施。

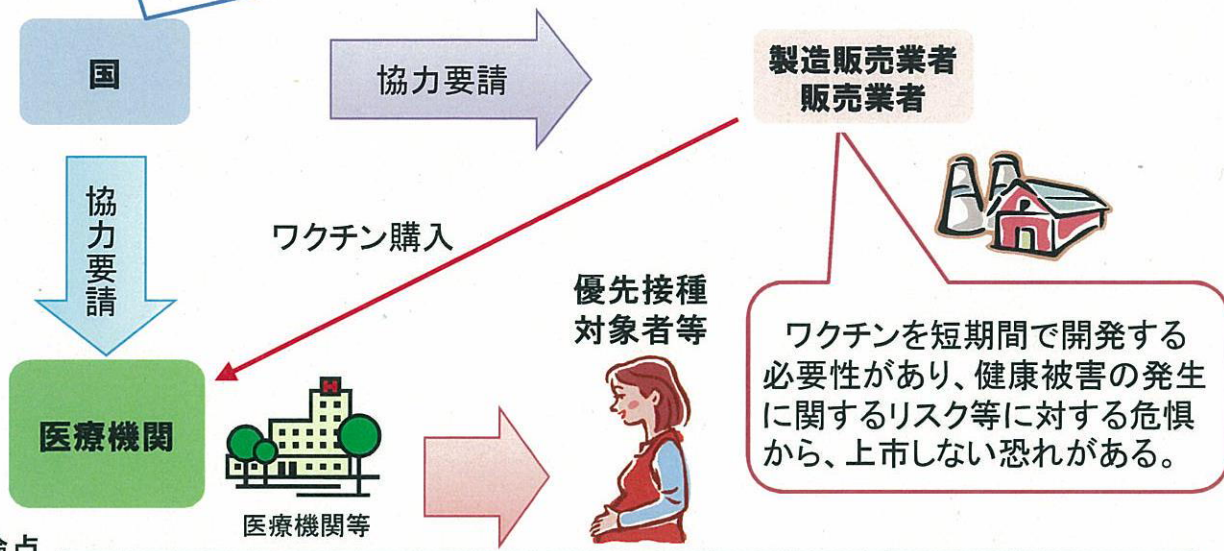
予防接種の様式と予防接種法上の位置づけ

疾病の特性 (社会への影響)		【1類疾病】 発生及びまん延を予防するために予 防接種を行う疾病		【2類疾病】 個人の発病又は重症化を防止し、併せて これによりその蔓延の予防に資すること を目的として予防接種を行う疾病	
		予防接種の緊急性			
【定期接種】 定期的に行う予防接種	努力 義務 あり	ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎(ポリオ) 等		/	
	努力 義務 なし				
【臨時接種】 まん延予防上緊急の必 要がある予防接種	努力 義務 あり	具体的な疾病は指定していない		/	
	努力 義務 なし				

ワクチン確保の必要性等

パンデミック時のワクチン確保のための課題等

- ・世界中でワクチンの需給が逼迫
- ・まん延防止を図るためには、短期的に一定量のワクチンの確保が必要

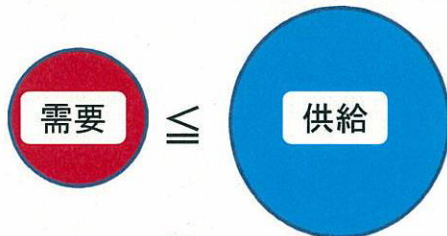


論点

ワクチン確保のため、状況に応じて、通常のレベルを上回るリスクは、政府がカバーすることが必要ではないか。

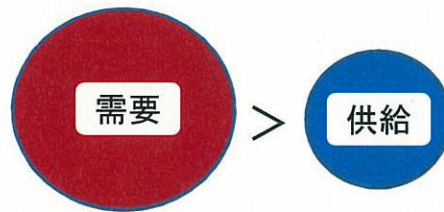
ワクチン確保のための方策

1. 需要に見合ったワクチン量を確保できる場合



ワクチンの流通や接種対象者の優先順位づけについて特段の措置は必要としない。

2. 需要に見合ったワクチン量を確保できない場合



課題

対象者を定め優先接種を行う必要がある。

目的

必要性が高い方に接種の機会を提供

関係者の協力
製造販売業者
卸売販売業者
受託医療機関等

論点

1. 優先接種対象者を国が定めるような仕組みとすべきではないか。
2. 政府が製造販売業者や卸売販売業者等に協力を求められる仕組みが必要ではないか。

新型インフルエンザ(A/H1N1)に対する ワクチンに関する確保について

- 今年度末まで、国内産ワクチン5,400万回分^(注)程度を確保するとともに、海外企業から9,900万回分^(注)程度を確保見込み。

国内

- ・10月19日(月)の週から順次接種開始
- ・第7回出荷(12月30日)分までに約2,600万回分^(注)を出荷
- ・年度内に約5,400万回分^(注)を確保予定

輸入

- ・輸入ワクチンの確保のため、企業への損失補償を行うことを可能とする立法措置を実施
- ・現在、承認申請中
- ・年度内に約9,900万回分^(注)を確保予定

(注)回数は成人量換算

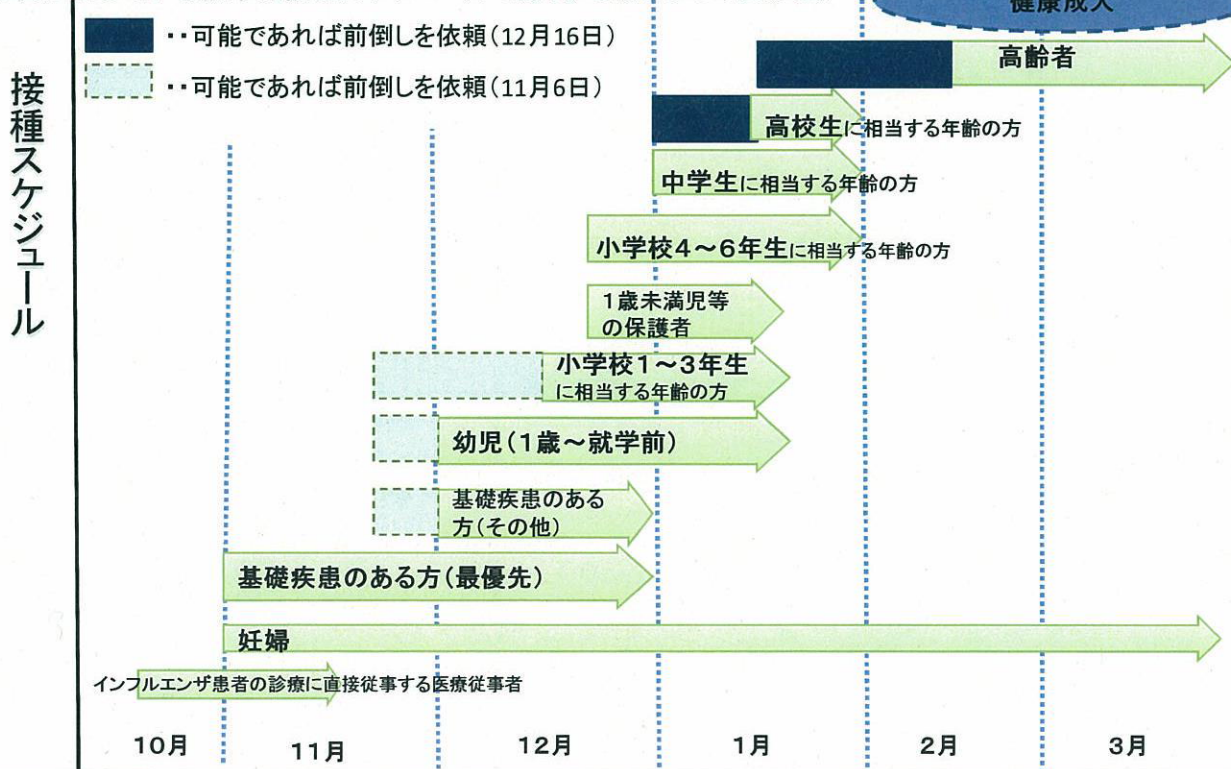
(参考)国内産ワクチンの接種回数について

○「13歳未満の者」については、2回接種

○上記以外の者については、免疫機能の低下した基礎疾患を有する方を除き、1回接種

新型インフルエンザ(A/H1N1)に対するワクチンの 接種スケジュールの目安

○国が示している標準的接種スケジュールであり、地域によって異なる。



平成21年12月16日現在

給付額の比較

	臨時接種及び 一類疾病の定期接種	二類疾病の定期接種	(参考) 医薬品副作用被害救済制度 生物由来製品感染等被害救済制度
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分	一類疾病の額に準ずる	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分
医療手当	通院3日未満 (月額) 33,800円 通院3日以上 (月額) 35,800円 入院8日未満 (月額) 33,800円 入院8日以上 (月額) 35,800円 同一月入通院 (月額) 35,800円	一類疾病の額に準ずる	通院3日未満 (月額) 33,800円 通院3日以上 (月額) 35,800円 入院8日未満 (月額) 33,800円 入院8日以上 (月額) 35,800円 同一月入通院 (月額) 35,800円
障害児養育年金	1級 (年額) 1,531,200円 2級 (年額) 1,225,200円		1級 (年額) 850,800円 2級 (年額) 680,400円
障害年金	1級 (年額) 4,897,200円 2級 (年額) 3,915,600円 3級 (年額) 2,937,600円	1級 (年額) 2,720,400円 2級 (年額) 2,175,600円	1級 (年額) 2,720,400円 2級 (年額) 2,175,600円
死亡した場合の補償	死亡一時金 42,800,000円	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,135,200円 ・生計維持者である場合 遺族年金 (年額) 2,378,400円 (10年を限度)	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,135,200円 ・生計維持者である場合 遺族年金 (年額) 2,378,400円 (10年を限度)
葬祭料	199,000円	一類疾病の額に準ずる	199,000円
介護加算	1級 (年額) 839,500円 2級 (年額) 559,700円		